

## 伊野税務署からのお知らせ

# 消費税軽減税率制度説明会について

- 本年10月に**消費税軽減税率制度**が導入されます。
- 同制度では、軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費等として飲食料品を購入する場合には、**区分経理（記帳）**を行い、これに基づき、**消費税申告書**を作成することが必要となります。
- 説明会では、**日々の記帳から、決算処理、申告書作成**まで一連の流れを、具体的に、分かり易く解説いたします。
- ◎**全ての事業者の皆様の参加をお待ちしています。**

### 説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
令和元年 10月10日(木)	16:00~17:00 (60分)	仁淀川町中央公民館 2階実習室 (仁淀川町大崎 460-1)
令和元年 10月29日(火)	16:00~17:00 (60分)	伊野税務署 2階大会議室 (いの町幸町 5番地)
令和元年 11月13日(水)	10:00~11:00 (60分)	同上
令和元年 11月27日(水)	13:00~14:00 (60分)	同上
令和元年 12月12日(木)	10:00~11:00 (60分)	同上
令和元年 12月23日(月)	13:00~14:00 (60分)	同上

主催 伊野税務署

共催 伊野税務署管内青色申告会・伊野法人会・伊野間税会・税理士会高知支部伊野部会  
・伊野税務署管内商工会

・事前予約制ではありません。

当日、定員（各20名）になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



### QRコード

説明会の日程等の詳細は、  
こちらからもご確認ください！

お問い合わせ先

〒781-2103 吾川郡いの町幸町 5番地

伊野税務署

電話 088-893-1121